

# 参考資料

令和8年1月27日

## 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て会議は、市町村計画等へ地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されています。(子ども子育て支援法 第7条)

特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について審議していただくこととなります。

自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。(法第31条,第43条,第54条の2、第61条,第72条)

計画を策定する際に審議を行うことは重要な役割の一つではありますが、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCA サイクルを回していく)役割が期待されています。

### 子ども子育て支援法(抜粋)

第7条 この法律において、「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

#### (特定教育・保育施設の確認)

##### 第31条(第1項省略)

2 市町村は、前項に規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### (特定地域型保育事業者の確認)

##### 第43条(第1項省略)

2 市町村は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他合議制の機関を設置している場合にあつては、その意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第54条の2(第1項・第2項省略)

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条(第1項～第6項まで省略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

②定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

③市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

④当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(2) 教育・保育分野の関係者

(3) 子育て当事者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各号の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員に対して支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年高梁市条例第35号)による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第31号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ① 計画策定の趣旨

国では、令和5(2023)年4月に全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市でも、「次世代育成支援計画後期計画」の内容を引き継いだ、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、平成27(2015)年3月に「高梁市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者、学校園等、地域住民、事業者及び行政のそれぞれの役割の下、「安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくり」を推進してきました。

本計画では、国・県の動向やこども・若者を取り巻く課題を踏まえ、こども・若者の権利を尊重した様々な分野の取組を総合的、計画的に推進し、本市のこどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人が社会的価値を創造でき幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

## ② 計画の性格・位置づけ

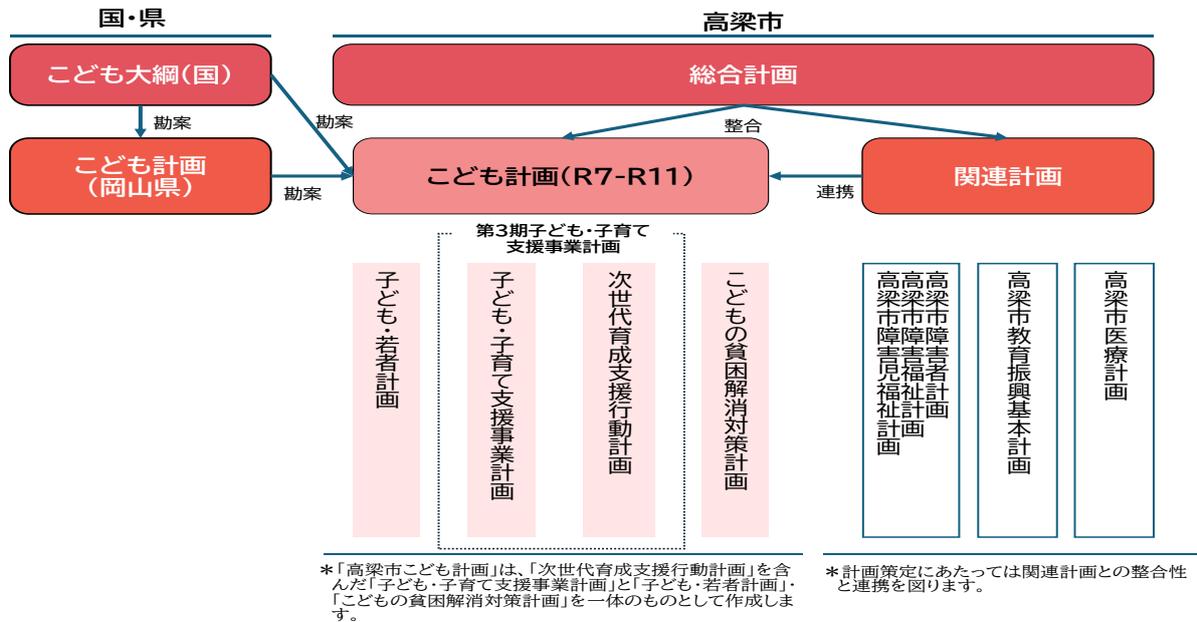
### ●法的根拠

この計画は、最上位計画である「高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略）」に即し、次代を担うこども・若者に関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく計画と一体のものとして策定します。

法律	計画
子ども・子育て支援法	高梁市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援高梁市行動計画
子ども・若者育成支援推進法	高梁市子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策推進法	高梁市こどもの貧困解消対策計画

※「市町村こども計画」に含まれる内容：こども大綱は、こども基本法第9条において、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定め、①少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項の各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、こども大綱を勘案する市町村こども計画にも、これらの内容を盛り込むことが求められる。

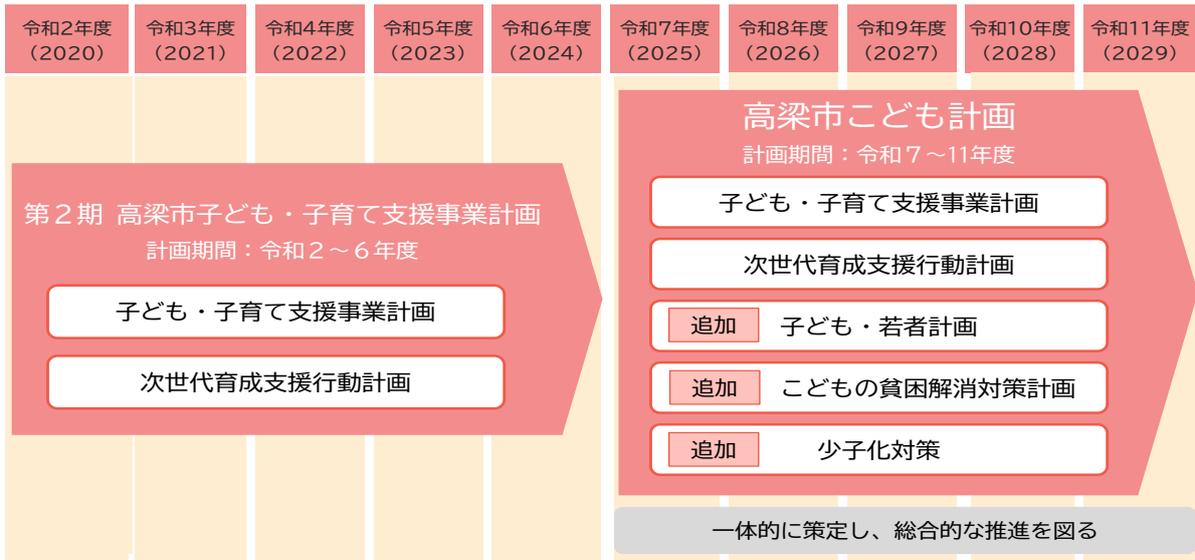
●関連計画



③ 計画の概要

●計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。



●計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、こども・青少年とその家庭とします(18~39歳の若者も含む)。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

※【こども・若者】：こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

●策定体制

本市の子育て支援を含むこども・若者施策について幅広い議論を行うため、学識経験者、こどもの保護者、関係団体の代表者、公募委員で構成する「高梁市子ども・子育て会議」を設置して、計画内容を審議しました。

また、「高梁市こども計画庁内検討委員会」を設置し、関係部署と意見交換や協議・調整を図りました。

## ●計画の推進

本市の現状や事業実績を踏まえ、子ども・若者や子育て当事者の視点に立った指標・数値目標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価します。

## ●こどもの意見聴取

子ども基本法においては、全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体が子ども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

子どもや若者の状況やニーズを的確に踏まえた施策を実施するため、市内の高校生から意見を聴取し、計画に反映させました。

	子どもへの意見聴取について
年月	2024年9月～10月にかけて実施
調査対象	県立高梁高等学校（1～2年生）、県立高梁城南高等学校（3年生）
実施内容	高梁市職員による講話 意見交換 アンケート
テーマ	高梁市の子ども・子育て施策について

### こどもの意見聴取の様子



## ① 基本理念

**基本理念** こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

こども・若者は未来を創るかけがえのない存在です。こども・若者一人一人が自分らしく心豊かに成長することができるよう、権利を尊重するとともに、保護者はもちろん、地域全体でこども・若者を応援する取組を推進します。また、その取組を通じて、市民が社会的価値を創造でき幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

## ② 施策体系

基本理念の実現に向けて、以下の4つの目標を設定し、目標ごとに各施策を位置付け、こども・若者施策を推進します。

基本理念	基本目標・施策	ライフステージ等
こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市	<b>基本目標 1</b> 未来を担うこどもたちを切れ目なく支援 施策1   こども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり 施策2   特別な配慮を要するこども・家庭への支援 施策3   こどもの切れ目のない保健・医療の提供	ライフステージ
	<b>基本目標 2</b> こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり 施策4   こどもの成長と遊びの充実 施策5   生きる力を養う教育 施策6   こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境 施策7   若者の多様な未来を保障するための取組	誕生～乳幼児期 学童～思春期 青年期
	<b>基本目標 3</b> 安心して子育てができる地域社会づくり 施策8   母子ともに健康に育つための制度づくり 施策9   家庭での子育てを応援するための取組 施策10   子育てに係る経済的負担の軽減 施策11   男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援	子育て当事者への支援
	<b>基本目標 4</b> 地域の見守りで支えるこどもたちの未来 施策12   地域で支える子育て 施策13   こどもの安全を守る取組の推進(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)	子育てにやさしい社会

「こどもの“声”」オンライン意見箱に寄せられたこどもからの声

令和7年3月28日から令和7年8月31日までの間に2名の声が届きましたので紹介します。

学年	こども・若者からの声	高梁市の考え方
高校1年生	商品券を配ってほしい。	新型コロナウイルス感染症の影響により、急に景気が悪化等した令和2年・4年・5年に国から財政支援があり、高梁市においても景気の回復や、市民生活の助けとなるよう、商品券を配布しました。
中学3年生	近くの市では、商品券を配っており、高梁市も配ってほしい。商品券があると生活が楽になると思います。	現在、景気は緩やかに回復傾向にあり、国の財政支援もありませんので、現時点では商品券の配布は検討していません。 今後も引き続き景気や国・県の様子を注意深く見ながら、必要に応じて、商品券の配付を検討します。
中学3年生	備北バス 21時高梁出発のバスを復活してほしい。授業(松山高校)が終わるのが遅く自力で帰らなければならない。	ご指摘いただいたバス時刻設定は、民間の備北バス(株)が事業主体であるため、バス会社で決定しています。このバスの中止理由をバス会社に確認したところ「働き方改革(2024年問題)に伴う遅い時間帯の運転手確保が困難であること、この便のバス利用者が少ないため」とのことでした。市は今回のご意見をバス会社に届け、今後も地域公共交通の利便性向上に努めます。

みなさんの思いを受け止め、今後の高梁市のこども・若者・子育て支援の取り組みに反映できないか一緒に考えていきます。

**タカコウ×高梁市議会**  
高梁高校「方谷学」高校生が地域課題に提言！

キャリア探究プログラム「方谷学」-2年次「課題探究方谷ゼミ」

「人文社会科学」「自然科学」「生活科学」  
「教育保育」「医療福祉」という5つのゼミ

グループで協働し、問いを立て、探究していく

**本日の発表・提言班**

①医療福祉ゼミ 1班：  
「障がい者が過ごしやすい環境にするにはどうすればいいのか」

②教育ゼミ 4班：  
「融合する学校のカタチ～大規模校のメリットを小規模校に取り入れるには～」

③人文社会ゼミ 6班：  
「健康ポイントでお小遣いを稼ごう」

たかはし  
親子ふれあい  
交流フェスタ

2025.11.24(月) 10:00-15:00  
in 高梁市民体育館 (受付 9:30~)

スリッパや室内履きの靴をご持参ください。

体験コーナー スポーツコーナー グルメコーナー

工作体験や絵本の読み聞かせ  
など、初めての方も楽しめる  
体験がいろいろ!

親子で  
一緒に体験♪

白々なスポーツを体験しよう!  
岡山県内のプロスポーツチーム  
もやってくるよ!

カレーライスやお弁当、スイーツ  
など市内の美味しいものが大勢  
舌!あめ人気店も!

プロスポーツ選手  
と交流しよう♪

いっぱい食べて  
運ぼう!

出店するお店に  
ついて詳細はこちら

QRコード

オーブニングは吉備国際大学  
経営学部によるステージ

主催：親子ふれあい交流フェスタ実行委員会、後援：高梁市、高梁市教育委員会  
この事業は岡山県母体団体の実をもちで開催された「ふれあいのこころ」を活用しています。

令和7年度たかはし広がることばの夢事業

わくわくロード

10月 開催分

参加者募集

子どもたちが実際の仕事を体験し、その職業への興味・関心や将来について  
考えるきっかけをつくることを目的に、市内の企業と連携してお仕事体験  
イベントを開催します。ぜひご参加ください!

10/5 日 観光案内所のおしごと体験  
写真：昨年の様子  
企業協賛企業：高梁市図書館

10/11 土 放送局のおしごと体験  
写真：昨年の様子  
企業協賛企業：スターバックスコーヒー  
明吉橋ケーブルテレビ

10/12 日 ドリンクのカスタマイズ  
を考えたりオアフリング  
(商品を紹介するボード)  
をつくってみよう!  
写真：イメージ  
企業協賛企業：スターバックスコーヒー  
真庭書店高梁市図書館

10/13 月・祝 トマト農家のおしごと体験  
写真：イメージ  
大きな農場でトマト  
の収穫体験をして  
農家の仕事を知らう!  
企業協賛企業：黒岩トマト農園

10/18 土 放水せたり消防  
車両に乗ってみよう!  
写真：イメージ  
企業協賛企業：高梁市消防署

各事業の詳細に  
ついては、裏面を  
ご覧ください。

たかはし広がることばの夢事業実行委員会



高梁市役所で  
初開催!!

# 恋愛イベント ～共家事(ともかじ)コン～

イベントスケジュール

- 自己紹介
- 料理タイム
- フリートーク
- カップリング

一緒に料理をしながら、自然に会話が生まれる恋愛イベントです! 料理が苦手でも先生が教えてくれるから安心!

市役所という安心・安全な場所でおいしい料理と素敵な出会いを楽しめませんか? ワンコイン婚活で、婚活イベント初めての方にオススメです!

**開催日**  
令和8年  
**2月22日(日)**  
14:00～16:30

**会場**  
高梁市役所2階  
高梁保健センター 調理室

**対象**  
39歳くらいまでの独身男女  
各6名程度  
(地域制限なし、学生不可)

**参加費 500円**

申し込み方法：下記のQRコードより、お申し込みください。  
締め切り：令和8年2月8日(日)  
問い合わせ先：たかはし縁むすび協議会(高梁市役所こども未来課)

Tell 0866-21-2666

【主催】たかはし縁むすび協議会 【共催】(一社)高梁青年会議所  
【協力】ABCクッキングスタジオ地域活性化起業人 大月 味子 先生

令和7年度

## 新婚世帯の方にお知らせ 高梁市での新婚生活を応援します!

### 対象となる方

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された39歳以下のご夫婦
- 前年度の世帯所得が50.0万円未満の世帯(貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間返済額を控除)
- ※ただし、交付申請日において本市に住民登録を、5年以上定住する意思をもち、かつ市税等を完納していること

### 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

### 助成対象費用

- 引越し費用  
※入居のため引越し業者等へ支払った費用
- 賃貸住宅の家賃等  
※入居に必要な礼金、不動産仲介手数料  
※入居後の家賃6カ月分
- 住宅の改修費用  
※入居のために必要な住宅改修費用
- 住宅の取得費用  
※結婚を機にした住宅新築や取得の費用

(注) 補助上限額は①～④の費用合計によって算出。

### 補助額

29歳以下

補助上限額 **60万円**

30歳以上39歳以下

補助上限額 **30万円**

※予算の範囲内で助成するため、なくなり次第、受付を終了します。

### 申請手続き

申請時期：婚姻届を提出し、受理された後の対象期間内  
必要書類：婚姻届受理証明書又は戸籍謄本、世帯の住民票謄本、世帯の所得証明書又は非課税証明書及び税の滞納がないことを示す証明書(写)

- 引越し業者等へ支払った領収書(写)
- 賃貸借契約書(写)、礼金・仲介手数料の領収書(写)、家賃支払のわかるもの(6カ月分以内) 他
- 住宅改修にかかった費用の領収書(写)、費用の内訳がわかるもの、工事契約書(写)、着工前・完成後の写真
- 物件の請負契約書又は売買契約書及び領収書(写)、登記事項証明書(写)

○対象者、助成対象費用等には詳細な要件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

【お問合せ先】高梁市役所 こども未来課支援係 0866-21-2666

広報たかはし「こどもまんなか通信」4・7・8・10・12月号

**こどもまんなか通信** 子育て支援課 ☎21-2666

**子育て支援サイト「たかはし子育てネット」ができました！**

市の子育てに関する情報をまとめた子育て支援サイトが完成しました。年齢や目的別に検索しやすく、情報が見つけやすくなりました。例えば、「出生後の学費は何かあるの?」「就学前の年代の子どもへの支援ってどんなものがあるの?」「市の子育て支援ってどんなことをしてるの?」などの疑問にお答えします。また、市内の遊び場・おでかけ情報も掲載します。市で子育てをしている人、したい人に向けて様々な情報を発信していきます。



4月号 たかはし 令和7年(2025)4月 18

**こどもまんなか通信** 子育て支援課 ☎21-2666

市では、雇用する従業員の子育てなど応援する企業をパパ・ママ・子育て応援企業として登録し、市内外へ広く紹介することで、企業の子育てを促進するとともに、安心して子どもを産み育てる環境を整備しています。

また、応援企業を対象とし、男性従業員が育児休業を取得した場合などには、企業へ奨励金を交付しています。

現在、市内の38社にパパ・ママ・子育て応援企業として登録をいただき、これまでに、16社・51件の奨励金を交付しています。

**育児取得者が当たり前となった職場環境に感謝**

第2子が里帰り出産だったのですが、自宅へ戻ってきたタイミングで3か月の育児を取得しました。  
「新生児期間は一顧だから」と笑顔で育児に送り出してくれた、会社関係者の皆様により感謝申し上げます。  
育児中は子どもとの距離をしっかりと取ることができ、育児の大変さを実感し、妻への感謝の気持ちが増しました。

男性の家事・育児への参画を促進し、男女がともに子育てをする社会実現に向けて市としても取り組みを進めていきます。

パパ・ママ・子育て応援企業に関する市ウェブサイトはこちら

13月号(2025)7月 たかはし 高梁市の市外局番は「0866」です

**こどもまんなか通信** 子育て支援課 ☎21-2666

**高梁市子育て支援センターが移転します！**

高梁市子育て支援センターは、より多くの乳幼児・保護者等の皆さんに快適にご利用いただけるよう、9月1日(月)より、高梁こども園施設内へ移転します。

**新住所** 高梁市原田北町1251番地1(高梁こども園)  
※電話番号に変更はありません。

●**開館時間が1時間早くなります！**  
移転に伴い、開館時間も変更します。  
**開館時間** 午前9時から午後4時まで  
これまでより、1時間早く開館しますので、朝の時間帯もゆったりご利用いただけます。

●**子育てカフェを新設！**  
ミニキッチンも備えた「子育てカフェ」を併設します。保護者同士が気軽に交流できるスペースとしてご利用ください。  
※利用には予約が必要です。  
子育て支援センターの活動状況は、高梁市子育て支援センター公式 Instagram に投稿していますので、ぜひフォローしてください。



13月号(2025)8月 たかはし 高梁市の市外局番は「0866」です

**こどもまんなか通信** 幼童定住課 ☎21-0254  
子育て支援課 ☎21-2666

**「オレンジリボン&パープルリボン☆ツリー」を設置します！**

11月は児童虐待防止推進月間です。また、11月12日(水)~11月25日(火)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

誰もが笑顔で過ごすことのできる社会の実現に向けて、「児童虐待防止推進」のシンボルであるオレンジリボンと「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルであるパープルリボンを飾った「オレンジリボン&パープルリボン☆ツリー」を設置します。

**期間** 11月4日(火)~11月28日(金) **場所** 高梁市役所 1階市民ホール



17月号(2025)10月 たかはし 高梁市の市外局番は「0866」です

**こどもまんなか通信** 社会教育課 ☎21-1514

**子どもの夢を育む体験事業**

たかはし広がる子どもの夢事業実行委員会では、子どもたちの職業への興味・関心や将来について考えるきっかけをつくることを目的に、子どもたちが実際の仕事を体験する「わくわくワープ」を実施しています。この事業は、市内の事業者にご協力のいただき、まち全体で子どもたちを育む環境づくりを進めています。

実施した事業の一部を紹介します。

- 放浪船のおしごと体験(提案:岡志崎ケーブルテレビ)
- パスタのおしごと体験(提案:スターバックスコーヒー 高梁書店高梁市図書総合店)
- トマト農家のおしごと体験(提案:黒岩トマト農園)

わくわくワープ以外にも子どもたちの成長を支援する事業を多く実施しています。参加者募集や実施状況を社会教育課公式 Instagram に投稿していますので、ぜひフォローしてください。



21月号(2025)12月 たかはし 高梁市の市外局番は「0866」です

2月号では学童保育について紹介予定

